

政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）

～領収書等を徴し難い事情の具体例～

1. 領収書等を徴し難い事情とは

- 政治団体の会計責任者等は、政治団体の全ての支出について、領収書等を徴さなければならないが、領収書等を徴し難い事情があるときは、例外的に領収書等を徴することを要しない。「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上客観的に領収書等を徴することが困難な場合等をいい、具体的には以下2及び3のような場合が考えられる。

2. 事実上又は社会通念上客観的に領収書等を徴することが困難な場合

- 香典・祝儀
領収書等を徴しないことが社会通念上、一般的なものとして認識されているもの。
- 近距離の切符（バス・電車等）
バスの運賃のほか、券売機で購入できる電車の近距離切符が想定される。
※近距離切符（100 キロ圏内、¥1,620 以内の普通列車普通自由席）
- 口座振替の利用
支出の相手方によっては、領収書等が発行されない場合が想定される。
- 金銭以外の支出
金銭を伴わない支出について、領収書等が発行してもらうのは事実上困難である。
- 領収書を発行しない自動販売機の利用

3. 書面は徴収できるが、政治資金規正法における領収書等といえない場合

- 政治資金規正法において「領収書等」の定義は「支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他支出を証すべき書面」とされており、支出の目的、金額又は年月日のいずれかが記載されていない場合は以下のものが挙げられる。
 - ・ 振込（金）受領証※別添

4. その他

- 登録政治資金監査人は、上記2及び3以外の場合でも会計責任者等に対するヒアリングにおいて、領収書等を徴し難い事情と合理的に判断できる場合には、認めることとして差し支えない。なお、ヒアリングにおいても判断がつかない場合は、政治資金適正化委員会に照会するものとする。

※別添 振込(金)受領証

委員 限り

資料 H

振込金受領証
(金融機関・コンビニエンスストア用)

払込人氏名	様
お問い合わせ番号	704706929
金額	6,000
内消費税額	286
受取人	株式会社きょうせし
振込先	みずほ銀行 江戸川橋支店
当座	0005652
	(カ)キョウセイ
受領印	

(お客様控)

ゆうちょ銀行又は郵便局で振込みの場合は左欄の2枚を必ずお出しください。

払込受領証

(コンビニエンスストア用)

ご依頼人	様
請求書番号	9722-29776
金額	6,000
受取人	フェデラルエクスプレス コーポレーション
受取印	
受領日附印	

コンビニエンスストアへお客様渡し
代行会社三菱UFJフクター(株)

切り取らないでコンビニエンスストアにお出しください。